

平成 19 年 12 月 13 日

中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会  
合同会合 事務局御中中央環境審議会地球環境部会臨時委員  
須藤 隆一最終報告とりまとめに向けた意見について

最終報告のとりまとめに向けて、これまでの重点検討項目等の検討も踏まえ、以下のとおり意見を提出させていただきますのでよろしくお取り計い下さい。

## 【太陽光等新エネルギーの導入促進について】

新エネルギーの加速的な導入促進に向けて、抜本的な施策の追加・強化を図るべきである。

( 施策の追加・強化の例 )

- ・グリーン電力証書を法的に位置づけ、これを購入した地方公共団体、事業者等を積極的に社会的に評価する制度を創設する。
- ・大規模な住宅・建築物や公的建築物への太陽光発電、太陽熱利用設備等の新エネルギー設備の設置の義務づけする。
- ・第一約束期間における時限的な措置として、電源開発促進税の税収の全額を省エネルギー対策・新エネルギー支援に使う。
- ・第一約束期間における時限的な措置として、業務・家庭部門への抜本的対策として、電力料金に京都議定書目標達成税の上乗せを実施する。2008 年度から 2012 年度に税率を年々高くすることをアナウンスすることにより、省エネルギー機器の普及や新エネルギーの普及を促進させるとともに、その税収を太陽光、風力、バイオマス等によって発電された電力を電力会社が買電する際の買電額に上乗せすることにより、新エネルギーの普及を加速化させる。

< 理由 >

- ・現行の京都議定書目標達成計画は平成 17 年 4 月に閣議決定をし、新エネルギー対策の推進として、原油換算で 1,910 万 kl、CO<sub>2</sub> 換算で 4,690 万 t-CO<sub>2</sub> の対策を政府として約束している。
- ・資源エネルギー庁からは、RPS 法(電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法)によって対策を進めている旨の説明がなされているが、同庁が平成 18 年 11 月 6 日に「海外各国における新エネルギー等電気の導入に向けた目標設定の状況」として説明しているとおり、1,910 万 kl の達成に向けて施策の追加・強化が必要なのは、「RPS 法対象外の熱利用分野」と「発電分野のうち RPS 法対象外の自家消費分等」の部分であり、これらの分野への追加的な支援や規制措置等がない場合には、たとえ RPS 法の義務量が順調に達成できたとしても京都議定書目標達成計画に記載された新エネルギー対策の推進に係る目標を達成できないこととなる。
- ・このため、政府として、「施策の追加・強化の例」に掲げたような抜本的な施策を講じることが必要であると考えます。

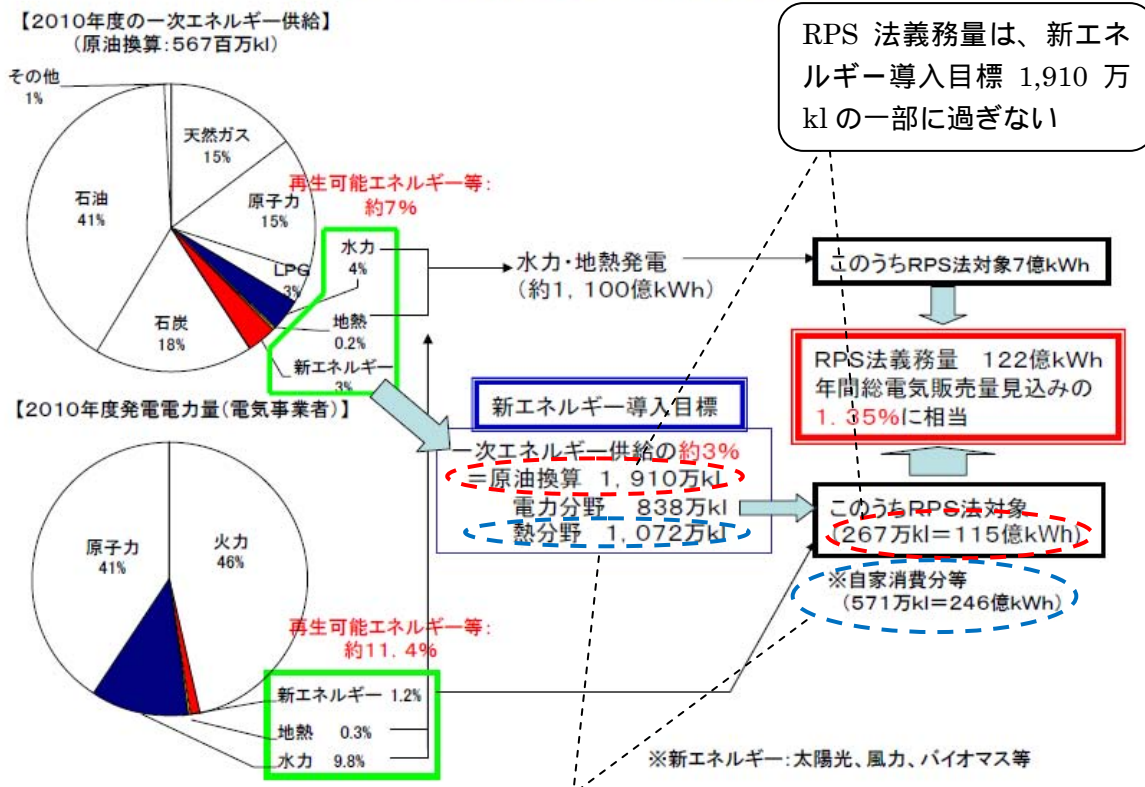
～新エネルギー導入目標(2001年、新エネ部会)～

・2001年に、新エネ部会において2010年の新エネルギー導入目標※を決定。

		2003年度	2010年度目標	
発電分野	太陽光発電	21.0万kl (86.0万kW)	118万kl (482万kW)	} 838 万kl
	風力発電	27.6万kl (67.8万kW)	134万kl (300万kW)	
	廃棄物発電+ バイオマス発電	213.7万kl (173.9万kW)	586万kl (450万kW)	
熱利用分野	太陽熱利用	69万kl	90万kl	} 1072 万kl
	廃棄物熱利用	161万kl	186万kl	
	バイオマス熱利用	79万kl	308万kl ※1	
	未利用エネルギー ※2	4.2万kl	5万kl	
	黒液・廃材等 ※3	478万kl	483万kl	
合計 (対1次エネルギー供給比)		1054万kl (1.8%)	1,910万kl (3%程度)	

※発電分野及び熱利用分野の各内訳は、目標達成にあたっての目安(2003年に一部見直したもの)  
 ※1 輸送用燃料におけるバイオマス由来燃料(50万kl)を含む。  
 ※2 未利用エネルギーには雪氷冷熱を含む。  
 ※3 黒液・廃材等はバイオマスの1つであり、発電として利用される分を一部含む。黒液・廃材等の導入量は、エネルギーモデルにおける紙パの生産水準に依存するため、モデルで内生的に試算されたもの。

～新エネルギー導入目標とRPS法義務量との関係～



1,910万klの達成のためにはRPS法対象外の新エネの普及が必要。

上記の2つの図は、「海外各国における新エネルギー等電気の導入に向けた目標設定の状況」(平成18年11月6日総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会RPS法小委員会資源エネルギー庁資料)より抜粋したものに一部加筆をしたもの

【営業時間の見直しなど、店舗への排出削減対策について】

コンビニ等の夜間営業、デパート、スーパー等の営業時間延長、深夜放送、ネオン等の夜間広告などについて、第1約束期間における温室効果ガス排出削減量の達成状況を踏まえて、規制措置が段階的に導入可能となるよう2008年度早期に検討し、その結果をとりまとめるべきである。

<理由>

- ・営業時間の見直し等については、温暖化対策のみならず国民が健康な生活習慣を確立し福祉の向上を図る観点からも早急に率先して実施すべき事項と考えるが、関連業界や行政で検討に時間が必要ということであるならば、2008年度に業務その他部門において排出削減が進まない場合の追加・強化対策(案)としてとりまとめ、温室効果ガス排出量の削減対策の実施状況を踏まえ、2009年度以降に対策を導入していくことを改訂京都議定書目標達成計画で約束すべきである。
- ・第1約束期間に京都議定書で定められた目標の達成を目指すことは、1970年代のオイルショックへの対応と同様かそれ以上の国家的な対応が必要であり、オイルショック当時に既に実施されているネオンサインの早期消灯やテレビジョン放送の深夜放送休止、ガソリンスタンドの日曜休業などの措置については、過去の導入経緯や対策効果も踏まえ整理を行い、直ちに実施がなされるよう行政及び関連業界で準備を進めることが必要と考える。

【国内排出量取引制度の導入について】

国内排出量取引制度を第1約束期間内の出来る限り早期に導入する旨を改訂目標達成計画に明記すべきである。

<理由>

- ・国内排出量取引制度については、産業界や制度に反対する有識者から事業者への「排出割り当て」が前提であり、均衡のとれたかつ合理的なCAPの配分は極めて難しいとの指摘がなされているが、既に自主行動計画で業界毎の排出割り当てがなされており、その計画は達成が前提となっていることから、産業界が納得する「公平かつ合理的なCAPの配分」は産業界の自主的な取組により事実上達成されていると考えられる。
- ・水質総量規制制度について産業界は強く反対したが、COD、N、Pとも公平に配分された実績があり、温室効果ガスの方がより公平な配分がやりやすい。
- ・事実上のCAPのみが存在し、取引が出来ない現行の自主行動計画は、産業界が強く非難する統制的な規制措置であるとも考えられるため、取引の具体的な制度設計について、早急に検討の上導入することが必要である。
- ・日本を除く欧米諸国、オーストラリア、ニュージーランド等、世界において排出量取引制度の活用はグローバルスタンダードになっており、先月公表されたUNDPの「人間開発報告書2007/2008」においても、危険な気候変動を回避するために、炭素の排出に料金を課すことが緊急の課題であり、炭素税や排出量取引の導入が必要条件であり代替する選択肢はないと結論づけている。少なくとも、米国の導入時期に遅れることなく、国内排出量取引制度を導入し、EUや米国の制度とのリンケージを図ることは、我が国の国際競争力を維持する上で必要不可欠な措置である。

- ・産業界が主張する発展途上国へのセクター別アプローチについても、技術移転のみであれば我が国の国際競争力の低下を招くのみであり、投資費用を途上国が負担することは現実的でないため、先進国が技術移転を行った際に対価として排出量を獲得できる現在の CDM と同様の制度が必要となると考えられる。頑張ったセクターが他のセクターに獲得した排出権を売却する取引制度を導入することにより、そのセクターは国際競争力を高めることが可能になると考えられる。

#### 【環境税の導入について】

環境税を第 1 約束期間内の出来る限り早期に導入する旨を改訂目標達成計画に明記すべきである。

##### <理由>

- ・排出量取引制度や省エネ法・温対法の規制的措置は大口事業者についての対策とはなるが、それ以外の小規模な事業者や家庭といった国民全体に対して炭素への価格付けが可能となるのは環境税以外にない。
- ・今年の夏に電力会社が節電を呼びかけても業務部門や家庭部門の電力消費が減少しなかったことを踏まえると、倫理観や感情に訴える普及啓発のみでは京都議定書の削減目標を確実に達成するための政策として不十分であり、価格により消費者行動を誘導する環境税を導入することは必要不可欠である。
- ・中間報告においても、「6%削減目標のためには、全部門で排出削減のための一層の取組が必要となることは言うまでもないが、特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要である。」とされており、業務部門や家庭部門に対して対策を促すため、環境税の導入を早期に推進すべきである。
- ・地方自治体のうち 26 県は森林・水源税を導入しており、次年度から導入される茨城県では県民意見をみると個人賛成 76%、法人賛成 94%に達成しており、自然環境の維持改善に必要な費用を住民が幅広く負担することをすでに認めている。温暖化対策のための環境税は当然と考えるはずである。

#### 【断熱強化など住宅・建築物の排出削減対策について】

各地方公共団体の総合計画や都市計画に地球温暖化対策の強化を盛り込み、強力に対策を実施すべきである。

建物と設備を一体で評価する省エネ基準の義務化やその適用範囲の拡大などの制度改正を第 1 約束期間内の出来る限り早期に導入する旨を改訂目標達成計画に明記すべきである。

##### <理由>

- ・個々の住宅・建築物の断熱強化も重要であるが、コンパクトな街づくりや集約型都市構造の実現に向けた取組は我が国の長期的な都市活動等による温室効果ガス排出量を決定する根幹的な事項である。各地方公共団体の総合計画や都市計画に地球温暖化対策の視点を盛り込む等の措置が必要である。
- ・また、建築・住宅物については、ストックが数十年間活用されることとなり、現時点での新築建造物が 2050 年ぐらいまでの長期の温室効果ガス削減対策を決定してしまうこととなる。このため、建物と設備を一体で評価する省エネ基準の義務

化やその適用範囲の拡大などの制度改正を第1約束期間内の出来る限り早い時期に導入することが必要である。

- ・来年度の税制改正により、窓の二重サッシ化や壁・天井・床の断熱の強化等による省エネ改修を行った場合の税制優遇措置が創設される予定であるが、代替フロンガスを用いた断熱材により改修を行う場合には、暖房用のエネルギー消費が減少したとしても、代替フロンガスの放出によりライフサイクルで比較するとかえって温室効果ガスの排出量が増加するおそれがあることから、税制優遇の対象はノンフロン断熱材による改修のみに限定すべきである。

#### 【中小企業等 CO<sub>2</sub> 排出量削減制度について】

中小企業等 CO<sub>2</sub> 排出量削減制度によって創出される「国内クレジット」のうち、本年度末に改訂される京都議定書目標達成計画に記載されている対策の実施により獲得した国内クレジットについては、CSR 等「自主行動計画」以外の目的で評価を行うべきである。

##### <理由>

- ・京都議定書目標達成計画に記載されている既存の新エネルギー設備の普及や高性能ボイラーの導入が「国内クレジット」として認められ「自主行動計画」に反映された場合には、他の既存対策において見込まれていた温室効果ガスの排出削減量が自主行動計画での削減としてカウントされることとなり、基準年比6%削減の全体目標が未達成となるおそれがある。(他の既存対策と自主行動計画で各々期待されていた削減見込量のうち、どちらか片方だけが達成されることとなり、他方は未達成となってしまう。)
- ・国内クレジットを自主行動計画に反映させるためには、京都議定書目標達成計画に記載されている対策との重複がないこと(追加・新規性)が必要不可欠である。
- ・このため、京都議定書目標達成計画に記載されている対策によって国内クレジットを獲得した場合には、当該クレジットはCSR等「自主行動計画」以外の目的で利用すべきである。

#### 【地方自治体の CO<sub>2</sub> 排出量削減計画について】

地方自治体の推進あるいは実行計画を目標達成計画の改訂に合わせて見直しを進め、新たな計画を2008年度中に策定させる。計画が作成されていない地方自治体には早期に計画策定を促す。

##### <理由>

- ・県・市町村は国まかせであることが多いが、京都議定書の約束達成は市町村が本気にならないとその達成は困難である。最近市町村あるいは地域が中心になって地域の活性化あるいは観光を目標にイルミネーション・ライトアップが広がり、CO<sub>2</sub> の削減と逆行していることが多数みられる。実行計画がきちっとしていればこのようなことは起こらないはずである。また地方自治体は率先して、エコ通勤、エコ出張、グリーン購入、サマータイム(国全体が一斉に実施しなくても可能)等の導入を計り、CO<sub>2</sub> の削減を進めるべきである。さらに約束期間内に地方自治体の排出権取引制度を考えてもよいのではないかと考える。